

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成5年12月1日から6年3月17日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成5年11月24日から6年3月17日まで
② 平成8年3月21日から13年7月1日まで
③ 平成13年7月1日から14年4月21日まで
④ 平成14年5月1日から16年9月26日まで

申立期間①のA社の平成6年3月の給与明細では、厚生年金保険料が記録より高い等級で控除されている。

申立期間②のB社及び③のC社の2社については、預金通帳の振込額からして、標準報酬月額が低すぎる。B社からC社への転籍の際は、Dグループとして同条件での転籍であるため、C社で報酬月額が下がっていることはおかしい。また、保管しているC社の離職票の金額とも大きく違う。

申立期間④のE社については、平成15年4月の給与明細を持っているが、その厚生年金保険料控除額は、記録による保険料より多い。

全ての申立期間について、標準報酬月額が実際と異なるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成5年12月から6年2月までの標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書から控除されていることが確認できる保険料額及び事業所が提出した総勘定元帳による給与支払総額から、17万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、標準報酬月額が「16万円」と記載されていることから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成5年11月については、申立人の給与支給予定合計額が、16万円（基本給、通勤手当及び昼食手当を合算）であり、事業所の保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、標準報酬月額16万円での資格取得が行われたことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②については、当時の上司の証言及び同僚の給与明細書から、B社では、出来高給及び報奨金を算定基礎届へ算入すべき額としては扱わず、基本給と通勤手当のみでの標準報酬月額を決定し、それに見合った厚生年金保険料を控除していたことが推認でき、申立期間③及び④については、C社及びE社が保管する賃金台帳により、控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録とが一致していることから、申立期間②、③及び④については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成15年12月24日は40万円、18年8月11日は40万円、同年12月29日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日
② 平成18年8月11日
③ 平成18年12月29日

申立期間について、賞与支給明細書において厚生年金保険料が控除されているので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年12月24日は40万円、18年8月11日は40万円、同年12月29日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

山梨厚生年金 事案 437

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 30 日から 36 年 2 月 25 日まで
② 昭和 36 年 5 月 18 日から同年 9 月 23 日まで

ねんきん特別便によると、A社（現在は、B社）に正社員（教官）として勤務していた当時の厚生年金保険加入記録が一部しか見当たらない。申立期間について勤務していたことは確かなので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚が申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間は特定することができない。

申立期間①について、現事業主への照会によると、「いつからか覚えていないが、入社の際には、指導員資格の有無により待遇が違っており、資格保有者は入社と同時に厚生年金保険に加入させ、資格の無い人は、指導員の資格を取得するまで見習扱いであった。」と証言している上、複数の同僚が「正社員になる前に見習期間があったと思う。」、「見習期間6か月後に正社員（指導員）として採用され、厚生年金保険にも加入した。」とそれぞれ証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所においては、申立期間当時、従業員の全てを入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

申立期間②について、当時の同僚への聴取において、申立人の保険料控除を確認できる証言を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和36年5月18日に資格喪失し、健康保険証を同月25日に返納した記録が確認できる上、申立人は、申立期間②において、国民年金に加入し保険料を納

付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から 51 年 2 月 1 日まで
昭和 53 年 12 月 5 日に脱退手当金をもらっているとのことだが、同年*月に出産し、この頃は運転免許証も持っておらず、生後*か月の乳児をおぶって、寒い中わざわざ社会保険事務所(当時)に行けるわけがない。申立期間の脱退手当金はもらっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に「脱A53.12.5」の押印があり、厚生年金保険脱退手当金支給報告書では、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す資格期間、支給金額及び支給年月日の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、昭和 61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者になるまでの間、年金制度に加入した形跡が無いことから、申立人が脱退手当金を受給したことに不自然さはない。

さらに、申立人には、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月30日から同年9月中旬頃まで
オンライン記録では、A社での厚生年金保険の資格喪失日が昭和29年4月30日となっているが、同年9月中旬頃まで勤務していた。同年4月に退職してはいないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A社での厚生年金保険の資格喪失日が昭和29年4月30日となっているが、同年9月中旬頃まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、昭和29年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の当時の役員及び同僚はいずれも死亡又は連絡先不明により証言を得ることができないことから、申立人の勤務当時の状況及び保険料控除の事実等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
申立期間について、A組合（現在は、B組合）に勤務していたのに申立期間の年金の記録が無い。申立期間を農林漁業団体職員共済組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合が保管する給与台帳により、申立期間について、申立人がA組合に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記給与台帳から、申立人の申立期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金が、給与から控除されていないことが確認できる上、同共済組合に当時のA組合から届け出された「組合員資格新規取得届」(写)においても、申立人の資格取得日は昭和 58 年 8 月 1 日と記載されている。

このほか、申立人の申立期間に係る共済掛金が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
申立期間について、A組合（現在は、B組合）に勤務していたのに申立期間の年金の記録が無い。申立期間を農林漁業団体職員共済組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合が保管する給与台帳により、申立期間について、申立人がA組合に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記給与台帳から、申立人の申立期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金が、給与から控除されていないことが確認できる上、同共済組合に当時のA組合から届け出された「組合員資格新規取得届」（写）においても、申立人の資格取得日は昭和 58 年 8 月 1 日と記載されている。

このほか、申立人の申立期間に係る共済掛金が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで
申立期間について、A組合（現在は、B組合）に勤務していたのに申立期間の年金の記録が無い。申立期間を農林漁業団体職員共済組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合が保管する給与台帳により、申立期間について、申立人がA組合に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記給与台帳から、申立人の申立期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金が、給与から控除されていないことが確認できる上、同共済組合に当時のA組合から届け出された「組合員資格新規取得届」（写）においても、申立人の資格取得日は昭和 55 年 8 月 1 日と記載されている。

このほか、申立人の申立期間に係る共済掛金が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。